

# 会報12月号 目次のご案内とアンケートのお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡と依頼をさせていただきます。

URL [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](http://nishio-rouki.com)

12月1日(金)掲載



## 「お知らせ」

- ◇ 【連絡】2023年10月新設 キャリアアップ助成金
- ◇ 【開講】安全管理者2月2日(金) 職長2月15,16日(木)(金) 場所：コンベンションホール

## 「会報」

- ◇ 年末年始安全推進運動
- ◇ 最低賃金 鉄鋼業 輸送用機械器具製造業
- ◇ 監督署の窓（労働保険料の口座振替について）
- ◇ 災害統計 11月 愛知県と西尾市

## 「講習・セミナー」

- ◇ 2023年2月開講のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会

## リスクアセスメント(以下RA)に基づく対策実施の義務化に関するアンケート

### 経緯/目的

- ・ 国/県の第14次労働災害防止計画(R5~9年)に自律的安全管理が導入、その調査がRA
- ・ RA(調査)~対策の義務化が,R5年4月化学物質から適用、国の目標は実施80%以上(R7末)
- ・ 義務化は今後拡大 経営に影響する工数の掛け方も最初が肝心→協同活動/西尾モデルへ
- ・ 西尾協会目標は周知度100%(R6末時点) 周知度50%以下→9分会での周知活動を予定  
\*協会から分会への結果報告時に提出/未提出関わらず会社名がでます。ご了解願います。
- ・ 義務化背景の相互研鑽活動で、今回はスタート時点の把握です。全会員提出願います。

回答希望日2023年12月22日(金)

### アンケート

回答 に1点ください

全体	自律的安全管理として、RAに基づく対策の義務化が化学物質をスタートに、 <b>今後他分野へ拡大</b>	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
【周知度】 化学物質	労働安全衛生法の関係政省令改正でRA(調査)に基づく対策の <b>義務化</b> が新たな化学物質規制としてR5年4月に導入された	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
	貴社(事業場)は、この規制対象か *自主的に判断ください	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 非対象と思う
	R6年4月 化学物質管理者の選任 <b>義務化</b>	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
	R6年4月 保護具着用管理者の選任 <b>義務化</b>	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
	実測せずに机上判断できるソフトCREATE-SIMPLE	<input type="checkbox"/> 知っている <input type="checkbox"/> 知らない
【実施】 化学物質	化学物質管理者、保護具着用管理者の選任	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 準備中 <input type="checkbox"/> 未実施
	従事者に対する 対象物質の洗い出し周知と理解活動	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 準備中 <input type="checkbox"/> 未実施
	全体 化学物質以外のリスクアセスメント	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 準備中 <input type="checkbox"/> 未実施

所属分会に1点ください 西尾 平坂 米津 東部 寺津 福地 一色 幡豆 吉良

会社名

ご協力ありがとうございました 協会までFAX願います FAX 0563-56-0244

無災害

みんな  
で迎える

明るい  
新年



## 職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさ<sup>は</sup>と向きあ<sup>る</sup>う  
その先の新年へ

愛知 Aichi Labour Bureau 安全経営あいち<sup>®</sup>  
労働局 & Labour Standards Inspection Office  
労働基準監督署



運動期間：2023年12月1日～31日

あいち安全経営本舗<sup>®</sup>  
リスクマネジメントを専門とするサービスを提供する。

## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。

# 令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人（前年比42%増）新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方（以下「死傷者」という。）は7,589人（前年比2%増）となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人（前年同期比23%減）死傷者は4,954人（前年同期比4%増）となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

## 2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

## 3 実施期間：令和5年12月1日～令和5年12月31日

## 4 主唱者：愛知労働局及び管下労働基準監督署

## 5 協賛者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公助)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(-助)東海北陸鉱山会、(-社)日本砕石協会愛知県支部、(-社)日本ボイラ協会愛知支部、(-社)日本クレーン協会東海支部、(-社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部（計28団体）

## 6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体との合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

## 7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項  
現場や作業の実態と関わる危なさの把握  
守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項  
定められた基本の遵守

【 会報誌への掲載例文 】

## 愛知県特定最低賃金（２業種）改正

～令和５年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から２業種の特定最低賃金額が改正されます。

（参考：愛知県最低賃金は10月１日より 時間額1,027円 です。）

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署としていただきますようお願いいたします。

（例１）

発効日 令和５年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1,059 円
輸送用機械器具製造業	1,028 円

（例２）

発効日 令和５年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
鉄鋼業	1,059 円
輸送用機械器具製造業	1,028 円

## 労働保険料の口座振替について

毎年6月から7月にかけて労働保険年度更新の手続が行われますが、保険料の納付に口座振替を利用していただくことでさまざまなメリットがあり、かつ手続も簡易です。まだ口座振替を利用していない場合には、ぜひご検討ください。

### 1. 労働保険料の口座振替とは

指定の金融機関へ口座振替納付の申し込みをすることにより、金融機関口座から自動的に引き落とす方法で労働保険料を納入できる制度です。

労働保険料、及び、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金も合わせて引き落とされます。

引き落としに手数料はかかりません。また、納付額や業種による利用条件もなく、すべての事業主がご利用いただけます。

### 2. 口座振替を利用するメリット

#### (1) 納付忘れの防止

自動引き落としのため、保険料の納め忘れを防ぐことができ、延滞金を課される心配を解消できます。

また、最初に1度だけ口座振替の手続をとることで、翌年以降も継続して口座振替での納付が可能ですので、この点でも納め忘れ防止に有益です。

#### (2) 保険料引き落としまで猶予があること

口座振替はあらかじめ設定された日に自動で引き落とされますが、口座振替を利用しない場合と比べて最大約2か月間、納付にゆとりができます。

令和6年度の納付日は下記のとおりです。

	第1期	第2期	第3期
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日
(口座振替を利用しない場合の納付日)	(7月10日)	(10月31日)	(1月31日)

#### (3) 保険料納付のための待ち時間の解消

金融機関等で納付する手間や待ち時間が解消されます。

### 3. 手続の方法

「口座振替依頼書」の所定欄に記入し、指定先金融機関へご提出ください(労働局や監督署では受付できませんのでご注意ください)。

書式は、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただくことが可能です。お近くの労働局や監督署にも備え付けています。

### 4. 留意点

#### (1) 保険料申告書の提出先の制限

口座振替を利用する場合には、保険料申告書を金融機関窓口で提出できなくなる(電子申請、または、労働局や労働基準監督署への郵送か持参により提出する必要がある)ため、ご注意ください。

#### (2) 申請期限

口座振替の利用申請には期限があります。

令和6年度の年度更新にて口座振替を利用するためには、令和6年2月25日までに口座振替手続の申請が必要ですのでご注意ください。

### 5. その他

Q:すべての金融機関を指定できるのか。

A:一部利用できない金融機関がありますので、厚生労働省ホームページをご参照ください。

なお、令和6年度より新たにゆうちょ銀行が利用可能となりました。

Q:口座名義と事業場名が異なる場合でも利用できるか

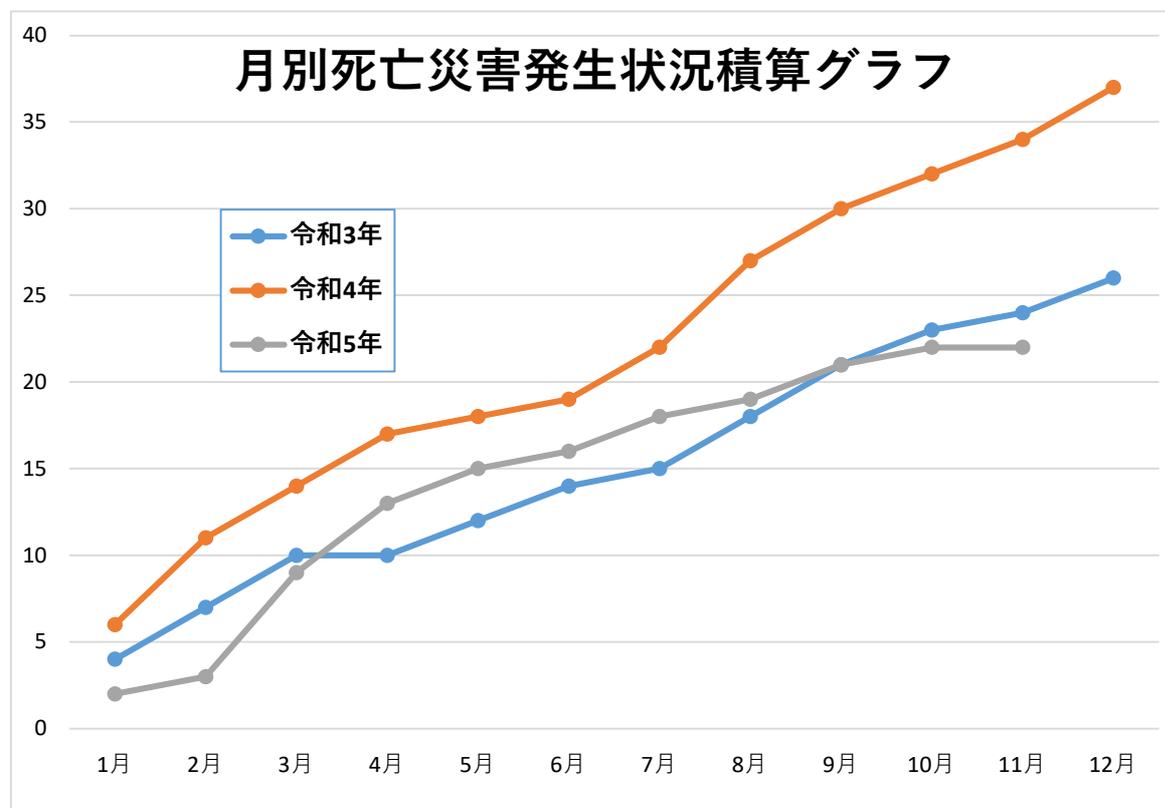
A:利用は可能ですが、口座名義人による同意書を労働局へ提出していただく必要があります。

その他詳細は、厚生労働省ホームページに掲載しております。「厚生労働省 労働保険料 口座振替」とご検索ください。

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和5年11月1日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和5年速報値	令和4年同時期(速報値)	令和4年確定値
製造業	製造業	7	6 (2)	8 (2)
	食料品製造業		1	1
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属	3	1 (1)	1 (1)
	金属製品	1	2	2
	一般・電気・輸送用		1	3
	その他	3	1 (1)	1 (1)
建設業	建設業	3 (1)	10	12
	土木工事業		2	4
	建築工事業	2 (1)	6	6
	その他	1	2	2
陸上貨物運送事業	4 (1)	3	4	
商業	商業	2 (1)	1	2 (1)
	卸売業	1	1	2 (1)
	小売業	1 (1)		
	その他			
清掃・と畜業	5			
上記以外の事業	1 (1)	9 (4)	11 (4)	
合計		22 (4)	29 (6)	37 (7)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.10.12. 2023 6:30	飛来・落下 その他の一般動力機械	搬送機の修理中、修理していた搬送機の一部が落下し頭部に激突した。
事業場 規模 1000名以上 業種 繊維工業		40代 保全工 経歴 10年

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和5年10月末現在)

業種	5年10月 受付件数	5年 発生件数	4 同 年期	業種	5年10月 受付件数	5年 発生件数	4 同 年期	
小計	4	40	58	土石採取業				
製 造 業	食料品製造業		9	12	建設業	2	10	11 (1)
	繊維工業・繊維製品製造業		1	4	道路旅客運送業		1	
	木材木製品・木製家具製造業			1	道路貨物運送業	1	10	7
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業		2	
	化学工業	2	5	6	商業	2	25	18
	窯業・土石製品製造業		1	5	金融・広告業			1
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	2	9	14	保健衛生業	1	14	31
	金属製品、金属家具製造業		2	4	接客娯楽業	1	8	7
	一般機械器具製造業		4	7	清掃業		2	6
	電気機械器具製造業				ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業		9	5	その他の事業	1	10	8
	その他の製造業				合計	12	122	147 (1)

( )内は死亡者数を外数で表す。